

新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版） 策定業務委託仕様書

1. 名称

新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）策定業務委託

2. 目的

2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として2°C目標の設定、1.5°Cに抑える努力の追求が合意された。政府は2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、我が国の温室効果ガス排出量の削減目標を2030年度に2013年度比で26%としている。

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）」（以下、「実行計画」という。）を、環境モデル都市アクションプランを兼ねるものとして策定した。現行計画は2013年度から2018年度までの6年間を計画期間とし、市域の二酸化炭素排出量を2005年度比で15%削減することを目標に施策を推進してきたところである。

短期計画期間が終了し、政府の地球温暖化対策計画の改定や気候変動適応法の成立、SDGsの採択など本市を取り巻く情勢の変化に対応するため第3期実行計画を策定する。

3. 第3期計画期間

2019年度～2024年度を予定

4. 業務内容

第3期実行計画の策定にあたっては、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編，算定手法編）Ver1.0」に準拠するものとする。

（1）第3期実行計画策定全体業務と役割分担

No	業務内容	業務実施者
1	計画の基本的事項、背景・意義の整理	新潟市
2	温室効果ガス排出状況の調査	受託者
3	温室効果ガス排出状況の分析	受託者
4	現行計画の施策の進捗評価，課題の整理	受託者
5	計画目標検討，目標達成に向けた施策検討	受託者
6	気候変動適応策の検討	受託者

7	フォローアップ方法の検討	・計画の進行管理を行うためのフォローアップ方法の検討	新潟市
8	策定委員会の開催	・策定委員会開催支援 ・策定委員会資料の作成 ・策定委員会議事録の作成	受託者
9	環境審議会への報告	・審議会資料の作成 ・審議会議事録の作成	新潟市
10	パブリックコメントの募集	・パブリックコメント用計画案の作成 ・意見の整理、回答	新潟市
11	計画書、概要版の作成	・計画書、概要版原稿の作成	受託者
		・計画書、概要版の印刷	新潟市

(2) 委託業務内容

①温室効果ガス排出状況の調査【No. 2】

現在用いている温室効果ガス排出量算定シートを確認のうえ、他都市の方法等も参考にしながら算定方法の見直しを行うとともに、本市域における温室効果ガス排出量の現状及び対策を講じない場合の将来変化の推計について、公表済みのデータまたは新たな調査により算定する。

②温室効果ガス排出状況の分析【No. 3】

①の調査結果を分析し、本市の特性・課題を整理する。

③現行計画の施策の進捗評価、課題の整理【No. 4】

第2期計画の施策について進捗状況を評価するとともに、今後の対策を進めていくための課題を整理する。

④計画目標検討、目標達成に向けた施策検討【No. 5】

④-1 第3期計画の計画期間最終年（2024年度）までの目標値の検討

①から③の分析結果を踏まえ、温室効果ガス削減目標値を検討する。

④-2 目標達成に向けた施策の検討及び施策毎の効果の推計、目標設定

関連する既存施策の整理及び新規施策の検討を行うとともに、各施策の実施による二酸化炭素排出削減量の予測をする。

④-3 中長期目標の達成に向けた方策、目指すべき姿の提示

現行計画における中長期目標（2030年度までに2005年度比40%削減、2050年度までに80%削減）を達成するための施策及び将来的に目指すべき姿を提示する。

⑤気候変動適応策の検討【No. 6】

本市における気候変動の影響の現況及び将来予測について文献等を用いて調査し、その調査結果を踏まえた適応策を検討する。併せて適応策の適切な推進方法について提案する。

⑥策定委員会の開催支援【No. 8】

市で設置する外部委員を含む策定委員会の会議（計4回）で使用する計画関連資料の作成、会議への出席、会議記録（要点記録）作成、会議での意見を踏まえた資料への反映等の必要な支援を行う。

⑦計画書、概要版原稿の作成【No. 11】

上記検討内容を取りまとめ、計画書本編及び市民への配布を想定した概要版の現行を作成する。計画書及び概要版は、図表や写真、イラスト等を使用し、見やすさ分かりやすさに留意するとともに、要点を簡潔に捉えたものとする。

5. 業務委託期間

契約日の翌日から2020年2月28日まで

6. 業務の進め方

- (1) 本業務を行うにあたり、受託者は、業務責任者及び本市と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主担当者を配置すること。なお病気等のやむを得ない理由により、業務責任者または主担当者等の作業担当を変更するときは、書面により本市に提出すること。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主担当者は本市と常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 業務にかかる打合せは、業務着手時、中間取りまとめ時、最終取りまとめ時を含み最低3回以上実施するものとし、その結果については受託者が打合せ記録を作成し、本市の確認を受けなければならない。
- (4) 主担当者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、受託者と本市でその都度協議のうえ、決定するものとする。

7. 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

8. 成果物等

次に掲げる成果物等について、Microsoft office製品を用いて作成のうえ、紙面に印刷したものを指定した部数と、CD-R等に格納した電子データを1部納入すること。

なお詳細は本市と協議のうえ、提出する成果物の種類・内容・納入期日等を決定すること。また、受託者および本市で協議のうえ、別の成果物を作成することに合意が得られた場合は、成果物の名称および内容、納期などを決定して作成すること。

No.	成果物名称 (仮)	内容	部数	納入期限
1	業務計画書	業務概要、実施方針、業務行程、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制（緊急時含む）等を記載すること。	2部	契約締結後7日以内
2	温室効果ガス排出量状況の評価・分析報告書	4(2)①②に示す報告書	2部	契約後、協議により決定
3	現行計画の施策の進捗評価報告書	4(2)③に示す報告書	2部	契約後、協議により決定
4	計画目標・施策検討結果報告書	4(2)④に示す報告書	2部	契約後、協議により決定
5	気候変動適応策に係る報告書	4(2)⑤に示す報告書	2部	契約後、協議により決定
6	策定委員会関係資料	4(2)⑥に示す資料	2部	契約後、協議により決定
7	計画書・概要版原稿	4(2)⑦に示す提案書	2部	契約後、協議により決定
8	履行報告書	No. 1～7を一冊にまとめ、各ドキュメントの概要を記載した目次と各ドキュメントにインデックスを付したものを。	2部	2020年2月28日まで

9. 成果品納品場所

新潟市役所環境部環境政策課

10. 成果品の使用等

- (1) 成果品はすべて委託者の所有とし、受託者は委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法や文献等を使用した場合は受託者において著作権者の了解を得た上で、成果品にそのことを明示するものとする。

11. 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、完了検査終了後、請求に基づき一括で支払うものとする。

12. その他

- (1) 本業務の実施体制においては、地方公共団体実行計画（区域施策編）について十分な知識と経験を有する者を主担当者として配置すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱などを十分理解すること。
- (3) 物品等の調達の際には、新潟市グリーン調達推進方針で定める基準を満たすこと。
- (4) 今後、新たに国や県より当事業を進めるにあたって関係する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (5) 受託者は本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、新潟市個人情報保護条例（平成13年条例第4号）を遵守し、事業の実施に際して知り得た情報等については、契約期間中及び契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、速やかに本市と受託者間でその都度協議の上、決定するものとする。
- (7) 本業務の実施により知り得た一切の事項については、契約履行中はむろんのこと、契約履行後も秘密を厳守すること。
- (8) 本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は下記の基準により評価を行い記録の保存をするものとする。なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様のレベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）